

内部仕分け調書

保健福祉部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
1	高齢者保健福祉計画推進経費	あり	1.5	0.0	0.0	高齢者保健福祉計画は、老人福祉法に基づき、老人福祉事業の供給体制の確保に関して定める老人福祉計画であり、介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関して定める計画である。それぞれの法により、これらは一体のものとして作成することとされ、また、介護保険法により、3年を一期として定めることとされている。	法定計画であり、市町村に策定が義務づけられている。	・福祉計画策定推進委員会(保健・医療・福祉関係者や公募委員で構成)での意見聴取および各種施策への反映 ・計画に基づいたサービス提供事業者の公募・選定公募方法、評価基準等の検討、設定 有識者会議(学識経験者で構成)の開催	計画に沿った介護基盤の整備等が進められ、高齢者がサービスを利用しやすい環境が整えられている。	495	見直し
2	障がい福祉計画推進経費	あり	1.5	0.0	0.0	障害者自立支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画であり、24年度から26年度までが計画期間となっている。	障がいのある人がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう社会の実現を目指し、障がい者施策のさらなる推進を図るため、本計画において必要な障がい福祉サービスの必要量とその確保について定める必要がある。	・福祉計画策定推進委員会(障がい者福祉関係者や公募委員で構成)における意見聴取および各種施策への反映	新規に事業を開始する事業所も増えてきているなど、計画的な障がい福祉施策が進められている状況であると考えている。	486	見直し
3	地域福祉計画推進経費	あり	0.2	0.0	0.0	公的なサービスと市民の自主的な活動の連携によって「共に支え合う社会」の仕組みづくりを進めるための活動の指針として、平成16年5月に「函館市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の理念の普及に努めてきたところである。平成20年度には地域福祉コーディネーターの設置などを盛り込んだ第2次計画を策定したところであり、これらの具体的な取組みを進めることにより、地域で共に支え合う社会の構築を目指すものである。	地域福祉計画は、社会福祉法に規定され、国の通知においても、その策定および実施は、地域福祉の推進を図るうえで重要な意義を有するものとされている。 本市においても、少子高齢化や核家族化の進行、増大・多様化する福祉ニーズに対し、公的なサービスだけでは十分に対応することができない状況に対応するため、「共に支え合う社会」を構築していくことが必要である。	・地域福祉懇談会の開催(6回) 場所:万代町(地域福祉推進のモデル地区に選定) 参加者:地域福祉関係団体 社会福祉協議会との協議(随時) 地域福祉コーディネーターとの協議(随時)	市の第2次地域福祉計画および社会福祉協議会の第4期地域福祉実践計画に基づき、平成24年3月に地域福祉推進のモデル地区として万代町を選定するとともに、地域福祉コーディネーターを設置したところであり、今後、地域福祉懇談会を開催し、モデル地区での取り組みの検証や関係団体との連携、協力のあり方等について意見交換を行いながら、地域福祉の推進を図ることとしている。	88	現行どおり
4	社会福祉法人等指導監査関係経費	なし	0.3	0.0	0.0	社会福祉法人および社会福祉施設の適正な運営の確保を目的として、関係法令・通知等に基づいて指導監査を実施し、運営全般について必要な指導・助言を行うための必要経費。	指導監査を行う職員については法令・通知等を熟知している必要があり、職員の資質向上のために必要な経費である。	・職員の資質向上のために必要な研修旅費、書籍購入費等。	職員の資質向上が図られ、指導監査に活かすことができた。	201	現行どおり
5	福祉サービス苦情処理制度所要経費	あり	1.5	1.0	0.0	福祉サービス利用者の苦情について、行政のみの判断だけでなく、公正な第三者機関である福祉サービス苦情処理委員会を設置して解決を図ることにより、市民の権利利益の擁護を図るとともに、福祉サービスの質の向上を図る。	福祉行政に対する市民からの信頼の確保および市民の意見反映による福祉サービスの向上を図る観点から、中立・公正な機関の存在が必要である。また、サービス利用者は提供者に直接苦情を言いづらいという心理的側面を抱えており、苦情が表面化しづらい傾向にあることからも、第三者機関は必要と考える。	・苦情および相談に係る「面談」または「助言」 ・市の機関または事業者に対する「調査」 ・調査結果に対する「審査」および審査結果に基づく市の機関への「提言」等 ・相談者に対する対応結果等の「報告」 ・市政はこだておよび当課ホームページを利用した制度の周知など	改善の要請を受けた市の機関や事業者は、苦情が発生するに至った原因・課題を分析し、再発防止に努めることから、サービスの質の向上に結びついているものと考えている。	1,758	見直し
6	福祉副読本発行費	なし	0.1	0.0	0.0	障がいのある人とない人が共に生活し活動する社会を目指す「共生社会」の理念を基調とし、社会への「完全参加と平等」という目標を実現するため、小学生の学齢時期から障がい者(児)に対する正しい理解と認識を身に付けさせることを目的とする。	副読本を活用することにより、福祉を身近に感じ、障がい者(児)に対する正しい認識やノーマライゼーション理念を身につけることができるようになると思われるため、福祉の教育のためにも副読本の発行は必要である。	・副読本等を発行し、小学校に配付	学校において、教科や総合学習の時間などを利用して活用されており、児童の障がい者に対する理解の向上が図られていると考える。	1,108	見直し
7	送還旅費	あり	0.1	0.1	0.0	浮浪者の送還のため	浮浪者の送還のため	・市内に居住する者で送還保護を要する状態にある者(居住地がないかまたは明らかでない者を含む)が市外に転出する場合において本人の申請により旅費を支給する。	浮浪者の送還	251	現行どおり

内部仕分け調書

保健福祉部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
8	在日外国人高齢者等福祉給付金支給費	あり	0.1	0.0	0.0	国民年金制度上、公的年金の受給要件を満たすことができない在日外国人高齢者に対して、在日外国人高齢者福祉給付金を支給することにより、在日外国人高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。	老齢を支給事由とする公的年金を受給できない在日外国人高齢者の方が、地域で自立して安定した生活を続けていくことを支援するため必要である。	・昭和57年1月1日以前から引き続き外国人登録がなされている、大正15年4月1日以前に生まれた人のうち、公的老人年金を受給していない者に対し、月額12,000円を3,7,11月の年3回でそれまでの月の分を支給 ・事業に対し、1人あたり月額10,000円の北海道補助金がある。	老齢を支給事由とする公的年金を受給できない在日外国人高齢者の方が、地域で自立して安定した生活を続けていくための支援となっており、福祉の増進につなげることができている。	144	現行どおり
9	函館市戦没者追悼式開催関係経費	なし	0.1	0.0	0.0	先の大戦における函館市戦没者に対し、追悼の誠を捧げ、平和への誓いを新たにすることを目的とする。	函館市において、函館市連合遺族会等の函館市戦没者遺族が一堂に会して、追悼を捧げる一大行事であり、他に同様な追悼を捧げ、平和を祈念する機会、式典等が無いこと、国、北海道においても、同様な追悼式典が行われていることから鑑みて、必要であると思われる。	函館市長を主催とし、北海道知事、国・道および市議会議員、各関係団体、戦没者遺族等により、函館市戦没者追悼式を開催	函館市において、平和を祈念し、追悼を捧げる一大行事で函館市連合遺族会等の函館市戦没者遺族が一堂に会して行われる式典として、後世に戦争の悲惨さや恒久平和の尊さを伝える貴重な場となっている。	498	見直し
10	福祉施設点検事業費	あり	0.1	0.0	0.0	建築基準法第12条第2項および第4項に基づき、一定の規模要件を満たす建築物について、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を行い施設の安全を図るため。	施設の維持管理上必要不可欠であり、法令で定められていることから実施する義務がある。	昇降機以外の建築設備の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検業務を民間事業者に委託。	施設の不良箇所の把握でき、今後の施設維持の対策を図ることができた。	3,142	現行どおり
11	身体障害者手帳交付事務経費	あり	3.3	0.0	0.3	身体障害者福祉法の規定により、身体に障がいのある者から指定医師の診断書および意見書による申請を受けた場合、審査を行い、身体障害者福祉法施行規則に定める別表第5号に該当すると認めたとき、身体障害者手帳を交付する。	身体障害者福祉法に基づいて都道府県および中核市で行う業務である。	身体障害者手帳の交付申請者に対して障がいの認定および手帳の交付を行う。 ・身体障害者手帳交付申請受付 ・身体障害者手帳の交付事務 ・身体障害者手帳の再交付事務 ・身体障害者手帳の返還事務 ・身体障害者手帳認定研修会の参加	障がいを認定し、身体障害者手帳を所持することで、税金の軽減、公共交通機関の運賃割引などの各種軽減措置を受けることができ、また障がいの種別・等級によって障がい者福祉制度が利用でき、身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進することにつながると考える。	479	現行どおり
12	障害者総合相談窓口関係経費	なし	0.2	0.0	0.0	障がい者やその家族などから、日常生活を送るうえでの様々な相談に応じ、障害福祉サービス等を必要とされる場合は、その支給決定を行うなど、一括的かつ継続的な支援を行うとともに、個々それぞれの事例について将来の生活設計を含めた検討・協議および支援を行うことで障がい者福祉の向上を図る。	市に障がいに関する相談窓口を設置することで、身体障害者手帳や療育手帳の交付申請に係る相談のほか、障がい者やその家族からの様々な相談に対応し、長期的に支援していくことが可能になるので、障害者総合相談窓口関係経費は必要である。	窓口体制…障がい保健福祉課 主査1名、係員5名、嘱託4名 亀田福祉課 主査2名、係員6名、嘱託1名 ・身体障害者手帳や療育手帳の交付申請に係る相談対応 ・障がい者福祉制度に係る相談対応 ・各種相談業務研修会の参加	障がい保健福祉課および亀田福祉課内に相談窓口を設置し、さらに保健師、社会福祉士、専任手話通訳者、ろうあ相談員を配置することで、障がいに応じた支援が可能になり、障がい者やその家族が必要とする障がい者福祉制度の適切な利用が図られていると考える。	547	見直し
13	障害者相談員設置費	あり	0.1	0.0	0.0	身体障がい者および知的障がい者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行う相談員を設置することにより、障がい者福祉の増進を図る。	身体障害者福祉法および知的障害者福祉法に基づいて都道府県および中核市で行う業務である。	・身体・知的障害者相談員の改選・人数の見直し(2年ごと) 平成24、25年度～身体24名、知的5名 ・障害者相談員研修会の主催 ・身体障害者・知的障害者相談員専門研修会への派遣 ・東北・北海道ブロック身体障害者相談員研修会への派遣 ・活動報告書の確認	地域において身近に相談できる専門家を配置し、日常生活や障害者福祉制度等における様々な相談に対応することができるようになり、安心した生活を守ることができていると考える。	975	現行どおり
14	障害者見舞金	あり	0.2	0.0	0.3	身体・知的障がい児・者に見舞金を支給することにより、その福祉増進に寄与する。	年金・手当等を受給していない身体障がい者等の年越しの費用の一部となっている。	基準日12月1日現在において、市内に住所を有する身体障害者等で、次にいずれの要件も満たしている者を対象に見舞金を支給する。 ①公的年金・手当等を受給していない者 ②前年において、所得税法に規定する不動産所得、事業所得または給与所得がない者 支給額 身体障がい児・者1・2級、知的障がい児・者A判定 8,000円 身体障がい児・者3級、知的障がい児・者B判定(中度) 5,000円	身体・知的障がい児・者に見舞金を支給することにより、その福祉の増進が図られていると考える。	1,070	現行どおり

内部仕分け調書

保健福祉部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
15	障害者のふれあい交流事業費	あり	0.1	0.0	0.0	障がい者の見識を広め、社会参加を促進するため、列車等を利用し、近郊の緑豊かな自然の中でレクリエーションなどを通して、障がい者同士の交流やボランティアの人々とのふれあいを深め、有意義な1日を過ごしてもらう。	普段旅行等の外出する機会の少ない障がい者が公共交通機関を利用して多くの人と交流を図ることは意義深く必要である。	・市内に居住する在宅の障がい者等で、普段、旅行等の外出機会の少ない方を対象に公共交通機関を利用してレクリエーションを行う。 委託先:函館市社会福祉協議会	事業を実施することで、旅行等の外出する機会が少ない障がい者の社会参加が図られ、また専門学校の学生等がレクリエーションを計画することでボランティアの育成にもつながると考えられる。	1,576	見直し
16	ノーマライゼーション推進事業費	あり	0.1	0.0	0.0	共生社会の理念を地域に根付かせ広めるため、地域住民の積極的参加と協力のもとに啓蒙・普及の活動を推進する。	障がい者福祉制度の各種事業を展開するには、ノーマライゼーションの理念が地域住民に根付いていることが前提であると考えられるので、行政がノーマライゼーションの啓蒙・普及活動と各種事業を一体として実施していく必要がある。	・市民を対象にノーマライゼーションの啓発・普及活動を行う。 委託先:函館市社会福祉協議会	ノーマライゼーションの理念を普及、啓発に向け実施しており、特にノーマリー教室は、障害のことを直接的に学ぶことができ、子どもたちの心の中に自然な形で受け入れられている。	1,039	見直し